

## 川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市契約規則第14条の2の規定に基づき入札執行する業務委託契約に係る最低制限価格の設定について、必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 最低制限価格を設定する契約は、原則として、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約、及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者と決定する一般競争入札による契約を除く競争入札に付する次の業務委託契約とする。

- (1) 建設コンサルタント業務
- (2) 地質調査業務
- (3) 測量業務
- (4) 補償コンサルタント業務
- (5) 建物清掃等業務
- (6) 屋外清掃業務
- (7) 建築設計業務
- (8) 設備設計業務
- (9) 警備業務（機械警備業務を除く。）
- (10) 樹木剪定等業務
- (11) 調査・測定業務（環境アセスメント業務及び計量証明業務に限る。）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、財政局長が必要と認める業務

(最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格は、次の各号に定める額とする。

- (1) 建設コンサルタント業務、建築設計業務及び設備設計業務

予定価格に100分の72を乗じて得た額

- (2) 地質調査業務、測量業務、補償コンサルタント業務、建物清掃等業務、屋外清掃業務、警備業務（機械警備業務を除く。）、樹木剪定等業務及び調査・測定業務（環境アセスメント業務及び計量証明業務に限る。）

予定価格に10分の8を乗じて得た額

- (3) 前2号のほか、財政局長が必要と認める業務

予定価格の3分の2を下らない範囲内で定めた額

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の取扱いに関し必要な事項は、財政局長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年1月1日から施行し、平成29年4月1日以降に契約締結する案件から適用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日前に公告その他の契約の申込みの誘引を行った契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日前に公告その他の契約の申込みの誘引を行った契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。